二、毎日新聞都府楼販売店こと井上厚に対する件

平成二年（排）第一一号

排除命令

福岡県太宰府市大字吉松一一五番地の五
毎日新聞都府楼販売店こと
井上厚

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　毎日新聞都府楼販売店こと井上厚は、同人が、平成元年一月から同年一二月までの間に、太宰府市吉松周辺地域において、毎日新聞を購読する者に対して、景品類として食器乾燥機、オーブントースター等の物品及び新聞業における正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超える無代紙を提供し、同新聞の購読の勧誘を行ったことが、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三九年公正取引委員会告示第一五号）第一項の規定に違反したものである旨及び今後このような行為を再び行わない旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同人は、今後、新聞購読者に対して、景品類（「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項各号に掲げるものを除く。）を提供してはならない。

三　同人は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　毎日新聞都府楼販売店こと井上厚（以下「都府楼販売店」という。）は、肩書地に営業所を置き、日刊新聞等の販売業を営む事業者であって、福岡県太宰府市の水城三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、国分、吉松、坂本、向佐野、観世音寺の一部及び通古賀の一部並びに同県筑紫野市杉塚の一部の地域（以下「太宰府市吉松周辺地域」という。）において、毎日新聞を販売している。

二　都府楼販売店は、平成元年一月から同年一二月までの間に、太宰府市吉松周辺地域において、いわゆる新聞の拡張員（新聞社又は新聞販売業者の依頼を受けて新聞購読の勧誘をする者）をして家庭を訪問させ、例えば、三〇か月間、毎日新聞を購読する者に対して、オーブントースター及び六か月間の無代紙（無償で提供する新聞）を提供するなど、同新聞を購読する者に対して、景品類として食器乾燥機、オーブントースター等の物品又は新聞業における正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超える無代紙を提供し、同新聞の購読の勧誘を行っている。

三　新聞販売業者が購読者に対して提供することができる景品類は、「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項各号に掲げるものに限定されているところ、前記二の景品類の提供は、いずれもこの限度内のものとは認められないものである。

法令の適用

前記事実によれば、都府楼販売店の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成二年六月八日

公正取引委員会

委員長　梅澤節男

委員　宮代力

委員　伊従寛

委員　佐藤徳太郎

委員　宇賀道郎